

建築物の耐震改修の促進に関する意見書

建築物の地震に対する安全性の向上を促進するため、先の国会において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、不特定多数の者が利用する大規模な建築物や地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物などについては、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告及び公表することが義務づけられました。

地方自治体は、地震による被害を最小限に抑止するため、耐震診断等に対する財政支援を行うなど、防災・減災対策の推進を図っていますが、一層の耐震化向上のためには、財源確保が不可欠です。

また、耐震化を円滑に推進するに当たっては、当該建築物の所有者はもとより、広く国民に対して当改正法の周知と理解の促進を図ることが重要となります。

よって、国におかれては、地方公共団体や建築物の所有者の実情等を十分踏まえ、以下について、特段の配慮がなされるよう強く要請します。

記

- 1 建築物の耐震改修を促進するために必要な財政支援措置の充実を図ること。
- 2 必要な財政支援措置が確立されるまでは当改正法の施行期限を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年10月1日

上田市議会議長 尾 島 勝